

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下妻市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

下妻市長

公表日

令和1年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p> <p>・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下妻市市民部収納課 茨城県下妻市本城町二丁目22番地 TEL:0296-43-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	I-5-②	収納課長 松本 博	収納課長 斎藤 英明	事後	
平成29年7月14日	I-1-③	収納消込システム 統合宛名システム	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事前	
平成30年7月13日	I-1-②	<p>地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。 	事後	
平成30年7月13日	I-3	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、59、68、94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条、第46条、第50条	事後	
令和1年6月17日	I-5-②	収納課長 斎藤 英明	収納課長	事後	
令和1年6月17日	IV-1~5		「リスク対策」項目の追加	事後	